

令和5年度税制改正による自動車税について

このお知らせは、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）及び「地方税法等の一部を改正する法律案」（令和5年2月3日閣議決定）の内容をまとめたものです。（内容につきましては、法案成立前の内容であることにご留意ください。）

① 環境性能割の税率について

環境性能割の税率について令和5年12月までは、現行の税率区分を据え置くこととされました。以後につきましては、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げることとされました。詳細は次の表でご確認ください。

○ 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車

自動車の構造等		登録車		軽自動車	
		自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車					
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合 又は平成21年排出ガス規制適合+10%NO _x 低減 (車両が3.5トン超12トン以下ならば、平成22年排出ガス規制適合+10%NO _x 低減)	非課税	非課税	非課税	非課税
プラグインハイブリッド車					

(この区分に変更はありません。)

○ 乗用車（定員10人以下）

税率の適用期間

区分	排出ガス規制	燃費基準		R5. 12. 31まで (R4年度と同じ)		R6. 1. 1から R7. 3. 31まで		R7. 4. 1から					
		自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用						
登録車	「★★★★」	令和12年度燃費基準95%達成	かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税				
		令和12年度燃費基準90%達成											
		令和12年度燃費基準85%達成											
		令和12年度燃費基準80%達成											
		令和12年度燃費基準75%達成											
		令和12年度燃費基準70%達成											
		令和12年度燃費基準65%達成											
	令和12年度燃費基準60%達成	1%	0.5%	2%	1%								
	上記以外	3%	2%	3%	2%								
	軽油（ディーゼル）車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準95%達成	かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税			
			令和12年度燃費基準90%達成										
			令和12年度燃費基準85%達成										
令和12年度燃費基準80%達成													
令和12年度燃費基準75%達成													
令和12年度燃費基準70%達成													
令和12年度燃費基準65%達成			1%								0.5%	2%	1%
令和12年度燃費基準60%達成	2%	1%	3%	2%									
上記以外	3%	2%	3%	2%									
軽自動車	「★★★★」	令和12年度燃費基準80%達成	かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税				
		令和12年度燃費基準75%達成											
		令和12年度燃費基準70%達成											
		令和12年度燃費基準65%達成											
		令和12年度燃費基準60%達成								1%	0.5%	1%	1%
		令和12年度燃費基準55%達成								2%	1%	2%	2%
		上記以外								2%	2%	2%	2%

※ 「★★★★」とは「平成30年排出ガス規制適合+50%NO_x低減」又は「平成17年排出ガス規制適合+75%NO_x低減」した自動車です。

※ 燃費基準は、取得時に運輸支局から交付される自動車検査証（車検証）の備考欄に記載の燃費基準で判断を行います。

※ 燃費基準の読替えについて

令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、一部読み替えて判断を行います。

令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、一部読み替えて判断を行います。

○ トラック（車両総重量が3.5t以下）

税率の適用期間

～R5. 12. 31まで

区分	排出ガス規制	燃費基準		自家用	営業用
		自家用	営業用		
軽自動車	「★★★★」	平成27年度燃費基準+25%達成		非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+20%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+15%達成		2%	1%
上記以外				2%	2%
2.5t以下	「★★★★」	平成27年度燃費基準+25%達成		非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+20%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%	
上記以外				3%	2%
ガソリン車	「★★★★」	平成27年度燃費基準+15%達成		非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
「★★★」	平成27年度燃費基準+20%達成		非課税	非課税	
	平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%		
	平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%		
上記以外				3%	2%
2.5t超3.5t以下	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合+10%NO _x 及びPM低減	平成27年度燃費基準+15%達成		非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
軽油（ディーゼル）車	平成21年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準+20%達成		非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%	
上記以外				3%	2%

R6. 1. 1～

区分	排出ガス規制	燃費基準		自家用	営業用
		自家用	営業用		
軽自動車	「★★★★」	令和4年度燃費基準+5%達成		非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		令和4年度燃費基準95%達成		2%	1%
上記以外				2%	2%
2.5t以下	「★★★★」	令和4年度燃費基準+5%達成		非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
上記以外				3%	2%
ガソリン車	「★★★★」	令和4年度燃費基準達成		非課税	非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
		令和4年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
「★★★」	令和4年度燃費基準達成		非課税	非課税	
	令和4年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%		
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%		
上記以外				3%	2%
2.5t超3.5t以下	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合+10%NO _x 及びPM低減	令和4年度燃費基準達成		非課税	非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
		令和4年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
軽油（ディーゼル）車	平成21年排出ガス規制適合	令和4年度燃費基準+5%達成		非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
上記以外				3%	2%

(令和7年4月以降も上記表と同様です。)

※ 「★★★★」とは「平成30年排出ガス規制適合+50%NO_x低減」又は「平成17年排出ガス規制適合+75%NO_x低減」した自動車です。

※ 「★★★」とは、「平成30年排出ガス規制適合+25%NO_x低減」又は「平成17年排出ガス規制適合+50%NO_x低減」した自動車です。

※ 燃費基準は、取得時に運輸支局から交付される自動車検査証（車検証）の備考欄に記載の燃費基準で判断を行います。

※ 燃費基準の読替えについて

令和4年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、一部読み替えて判断を行います。

裏面に、
○バス（車両重量が3.5t以下）の税率
○バス・トラック（車両重量が3.5t超え）の税率
○ASV・バリアフリー対応バス・タクシーに係る特例措置
○種別割のグリーン化特例の延長
に関する記載が記載されています。



〈お問い合わせ先〉

石川県総務部税務課 自動車税グループ

TEL 076-225-1273 FAX 076-225-1275

○ バス（車両総重量が3.5t以下）

税率の適用期間 ～R5. 12. 31まで

区分	排出ガス規制	燃費基準	自家用	営業用	
2.5t以下	★★★★	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税	
		令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%	
	上記以外		3%	2%	
ガソリン車	★★★★	令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
		平成27年度燃費基準+15%達成			
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
	★★★	令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
		平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%	
	上記以外		3%	2%	
	軽油（ディーゼル）車	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合+10%NOx及びPM低減	令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+15%達成		
平成27年度燃費基準+10%達成			1%	0.5%	
平成27年度燃費基準+5%達成			2%	1%	
平成21年排出ガス規制適合		令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
		平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%	
上記以外			3%	2%	

R6. 1. 1～

区分	排出ガス規制	燃費基準	自家用	営業用
ガソリン車	★★★★	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
上記以外		3%	2%	
軽油（ディーゼル）車	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合+10%NOx及びPM低減	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	平成21年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%

（令和7年4月以降も上記表と同様です。）

※ 「★★★★」とは「平成30年排出ガス規制適合+50%NOx低減」又は「平成17年排出ガス規制適合+75%NOx低減」した自動車です。

※ 「★★★」とは、「平成30年排出ガス規制適合+25%NOx低減」又は「平成17年排出ガス規制適合+50%NOx低減」した自動車です。

※ 燃費基準は、取得時に運輸支局から交付される自動車検査証（車検証）の備考欄に記載の燃費基準で判断を行います。

※ 燃費基準の読替えについて
令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、一部読み替えて判断を行います。

○ バス・トラック（車両総重量が3.5t超え）

税率の適用期間 R5. 12. 31まで

区分	排出ガス規制	燃費基準	自家用	営業用
2.5t超え	平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合+10%NOx及びPM低減	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成		
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%

R6. 1. 1から R7. 3. 31まで

区分	排出ガス規制	燃費基準	自家用	営業用
3.5t超え	平成28年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合+10%NOx及びPM低減	令和7年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和7年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和7年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%

※ 燃費基準は、取得時に運輸支局から交付される自動車検査証（車検証）の備考欄に記載の燃費基準で判断を行います。

※ 燃費基準の読替えについて
令和7年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、一部読み替えて判断を行います。

② ASV・バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る環境性能割の特例措置

先進安全自動車（ASV）に係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上で、2年延長されます。詳細は次の表でご確認ください。

○ 先進安全自動車（ASV）の取得に係る課税標準に関する特例措置

搭載している装置	対象となる自動車（新車に限る）	車両総重量	適用期間	控除額
衝突被害軽減制動制御装置 側方衝突警報装置 （2装置搭載）	トラック （トレーラーを除く）	8t超	令和5年4月1日～ 令和6年4月30日	取得価額から △350万円
側方衝突警報装置 （1装置搭載）	トラック （トレーラーを除く）	8t超	令和5年4月1日～ 令和6年4月30日	取得価額から △175万円
衝突被害軽減制動制御装置 （1装置搭載）	バス等 ※ トラック （トレーラーを除く）	— 3.5t超	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	

※ バス等は専ら人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以上であるもの（立席のないもの）に限る。

○バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る課税標準に関する特例措置

【適用期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日】

対象となる自動車（新車に限る）		控除額	
路線バス・ 一般貸切バス等	ノンステップバス	取得価額から △1,000万円	
	リフト付きバス （乗車定員30人以上）	空港アクセスバス	取得価額から △800万円
		その他	取得価額から △650万円
	リフト付きバス （乗車定員30人未満）		取得価額から △200万円
ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から △100万円	

※ ASVの取得に係る特例措置及びバリアフリー対応バス・タクシーに係る特例措置はいずれかひとつを選択し適用する。

※ 提出する申告書に特例措置を受ける旨記載がある場合に限り適用されます。

※ 各種装置については、取得時に運輸支局から交付される自動車検査証（車検証）の備考欄の記載内容で判断を行います。

③ 種別割のグリーン化特例の延長

種別割のグリーン化特例は現行の翌年度75%軽課の区分は3年間延長、50%軽課の区分は2年間の延長がされます。なお、重課については、現行の措置が3年間延長されます。

【令和5年度～令和8年度 軽課対象車】

区分	排出ガス規制	燃費基準	軽課割合	軽課対象年度				
				R5	R6	R7	R8	R9
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車	-	-	概ね 75%軽課	軽課対象年度				
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合+10%NOx低減達成 （車両が3.5t超12t以下ならば、平成22年排出ガス規制適合+10%NOx低減）	-		R4	0	通常の税率		
				R5	0	通常の税率		
				R6	0	通常の税率		
営業用乗用車のみ	ガソリン車 LPG車	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	R7	0	通常の税率			
	ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	R7	0	通常の税率			
営業用乗用車のみ	ガソリン車 LPG車	令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね 50%軽課	軽課対象年度				
	ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合		R4	0	通常の税率		
				R5	0	通常の税率		
R6	0	通常の税率						